

家と家をつなぐ
——バゴー山地カレン焼畑村から——

速 水 洋 子*

**Connecting House to House:
Social Practices of Karen Swidden Farmers in Bago Yomas**

HAYAMI Yoko*

During the period of British administration, certain areas in the Bago mountains were designated as Karen Reserve Forest. Today, the same area is still reserved for Sgaw Karen farmers who cultivate swidden fields. This paper starts by briefly examining the historical continuity of forest administration of this region from colonial times to the present, including the period of post-independence internal conflict which deeply affected the area. The purpose is to elucidate the peculiar position of the village in the country's administrative system. Then, the article pursues two objectives. The first is to present an ethnography of swidden farming, following the annual cycle of cultivation and exchange of labor involved, paying attention to the mutual relationships within the unit of production which is here designated as "the house," a notably independent socioeconomic unit. On this basis, the paper then examines how, in this village which has experienced half a century of mobility, relocation, and settlement, "the house" has become a nexus of networks of relationships, both geographically over a wide area and historically through time and generations. Drawing upon some of the literature on "house societies," especially in Southeast Asia, it concludes that the continuing independence of the house in the Bago Karen village facilitates mobility while maintaining the horizontal ties which provide the necessary network for security, as well as the vertical ties which provide a locus of identity.

Keywords: Karen, swidden cultivation, social relationship, house and society
キーワード: カレン, 焼畑, 社会関係, 家と社会

はじめに

バゴー山地の山深く、植民地期以来、森林保護指定地域内にありながらカレンの焼畑が許されてきた領域がある。住民は、男女ともに日常的に色鮮やかなカレン衣装を身に纏い、外部者が受ける印象は、伝統を堅固に守る、ふれられていない世界、である。たしかに村人の生活は、食料は焼畑と森や川で調達し、綿は紡いで布を織り、基本的に自給ベースで成り立っていた。

* 京都大学東南アジア研究所; Center for Southeast Asian Studies, Kyoto University
e-mail: yhayami@cseas.kyoto-u.ac.jp

またアクセスは特に雨季は非常に悪く、その意味で平地からの距離感は大い。しかし、この村が経験してきた歴史も、また、現在の彼らの生活のありようも、やはりミャンマーという国の現状にこそ位置づけられなければならない。

本研究は、バゴー山地において焼畑を生業とするスゴー・カレン村落¹⁾での滞在調査に基づく。²⁾ まずは、バゴー山地のカレン焼畑村落が経験してきた森林行政や内乱などの歴史的な背景を確認したうえでこれまで詳細な報告のないバゴー山地の焼畑をめぐる、生業の年間サイクル、土地の選定から生産過程、労働交換などについて記述することが本稿前半の目的である。

筆者は1987年以来、北タイで同じスゴー・カレン語を母語とする人々について調査研究を行ってきた。バゴー山地のカレンでは発音や、語彙などの相違が少なからず見出されたが、同じ言語を話し、社会・文化的特徴も類似点は少なくなかった。しかし、北タイの調査地では、調査開始当初こそ水田耕作を補う形で細々と焼畑が行われていたものの、1989年の森林伐採禁止以後、規制が強化され焼畑はもはや不可能だった [Hayami 1997; 速水 1999]。このように水田稲作を生業基盤とする北タイのカレンと、100パーセント焼畑に依存するバゴー山地のカレン³⁾とでは土地と生活単位の関係においてどのような比較が可能だろうか。後述するように、バゴー山地の焼畑村落では、一戸一戸の居住単位の経済的社会的独立性が高い。ただし、72世帯という数字は、全戸調査を行って得たものであるが、実際には独居老人も数戸含まれ、完全に経済的に独立した単位ばかりではない。したがってここで言及する単位は「世帯」よりもむしろ家屋、または家、というのが正確である。家屋を共にしたり別にしたりするには明瞭な規則があり、また、家屋と別の家屋に住む人々をつなぐ原理がある。

一見山奥で平穏に見えながら、実は内戦と移動から定住への半世紀を経験してきたバゴー山地域で焼畑耕作を続けるカレン村民が、社会の最小単位であり独立性の高い「家」を通じてどのように相互関係を形成し、これがどのような意味で継承の単位となっているのだろうか。本稿後半部では、前半の内容を踏まえてこの点について考察する。

-
- 1) カレン語には、スゴー、ポー、カヤ、ブウェ、など多くの下位分類がある。そのうちスゴー・カレン語は最大の言語グループの一つであり、これを母語とする人々は、北部タイからミャンマーの東部山地、中央のバゴー山地、そしてデルタまで広く分布する。カレン全体の人口はミャンマーでは全人口の約1割とされる。
 - 2) 調査は、森林大学および森林局の協力のもとに2001年12月2～9日（主に植物利用について）、2002年12月2～11日（全戸調査I）、2004年2月21日～3月1日（全戸調査II）、以上合計28日間、村落と焼畑の両方で基本的な全戸調査と、インフォーマルな参与観察や対話を行った。森林大学および森林局の皆様には、調査までの過程で多くの協力をいただいた。当初住み込み調査を可能にくださった Aung Than 先生、両機関の若手研究者である Cung Liang Thong 氏、Saw Do Wa 氏両名の助力なくしては不可能だった。そして、終始温かく調査者を迎えてくださった S 村の皆様には言い尽くせないが感謝を申し上げたい。
 - 3) ただし、同じ地域でも尾根の西側の河川付近には、水田を営むカレン村落も少なくない。

植民地時代のバゴー山地カレン領域

チークの豊富なバゴー山地は、植民地時代以前からビルマにおいては重要な森林資源の供給地であった。1852年、第二次英緬戦争終結後、バゴー山地を含む下ビルマは、英領インドに併合された。チークを王室財産として徴税していたビルマ王朝のシステムを引き継ぎつつ、また、南部のタニンタイ（テナセリム）における乱伐に教訓を得て、植民地政府は1856年に森林局を設立し、植物学者ブランディス（Brandis, Dietrich）の指揮の下、択伐と植林の体系的な実施を目指す「科学的合理的森林政策」が始められた。⁴⁾

1881年のビルマ森林法制定以後、長期的なチーク生産が完全に国家の権益下におかれ、チークの所有権を実質化した林業生産を目的とする指定林登記が進められ、19世紀末にはバゴー山地の良質のチーク林はほとんどが指定林となっていた。指定林制定に際して、定住的農業を営む住民には、補償や私有地の許可などが下されたが、焼畑民は、指定林制定時に焼畑を認められて指定林内に居住する場合もあったが、規制と監視の対象となり、立ち退きを命ぜられる場合もあった [Bryant 1997: 67-71]。世界有数のチーク林を有するバゴー山地で、焼畑耕作民は、植民地政府にとっては目の上のこぶであり、ブランディスは「もし焼畑を権利として認めようものなら、バゴー山地全体でもカレンが権利を主張しない森林は一平方マイルも残らないだろう」 [ibid.: 69] と述べるほど、彼らの焼畑耕作を警戒し、当初取締りを強化した。植民地政府は森林における規則違反を処罰したり、効率的な徴税を行うなど、制度的に山地カレン焼畑地域に介入していったが、管理側にとっては実証不可能な違反が多く、また、調査や火災対策への非協力や、規則を知らないと主張するなど、実際に山地の焼畑民への取り締まりは困難を極めた。焼畑民は、完全には逃れられない一方で日常的な抵抗により取締りを免れ、行政も広大な領域に少人数を配置するのが精一杯で十分には目が行き届かなかったのである [ibid.: 88-90]。森林局が一定地域で、住民の焼畑などを認めたのは、指定林における焼畑の統制とともに、タウンヤ造林などの植林の生産・保育のための労働力を確保するためで、生態学的な「脅威」を森林生産上の「徳」と化する方策であった [ibid.: 70]。

大規模な指定林囲い込みが進行した19世紀末に、タウンヤ造林以外でも、区域内農民の不満を抑え生業を維持させるために特定領域を焼畑などの生業のために確保する方策がとられた [ibid.: 86]。その多くはバゴー山地のカレン領域であり、耕作者一人当たり焼畑面積は休閑地を含め100ヘクタールまでと定められた [谷 1998: 238]。ここでカレンは行政の介入の少ない半

4) 植民地の森林経営については、ブライアント [Bryant 1997]、および、特にバゴー山地の南タウングー地区に関しては谷 [1998] に詳しい。本章の記述も主にこれらに依拠する。

ば自律・自治的生活を行うことができた。バゴー山地のカレン領域に住むカレンの扱いについて森林局職員に交付された通達には、領域面積の縮小を図るために定住を促進し、外部からの侵入を阻止し、カレンの労働力や防火の知識や技術を利用して山林経営の労働力不足に対処せんとする意図が窺われる [Bryant 1997: 90]。このようにして特定の地域では、森林局とカレンの間にある種の妥協的な共存関係が形成された。これが、現在の S 村一帯のカレン領域に見られる行政と焼畑民の共存のあり方の前身といえよう。

調査地のある南タウンゲー森林管区を含むシッタン川西岸では 1880 年代から 90 年代に指定林制定がほぼ完了した。同森林管区でも指定林制定時にカレン領域が設けられ、面積では指定保護区の 30～40 パーセントに達する [谷 1998: 238]。一定領域内で焼畑を認められたバゴー山地のカレンであるが、実際には、その領域内の人口が、領域制定によって増加することはなかった [同上書: 239-240]。⁵⁾ 焼畑カレン村落は小規模で、数十年で村ごと、あるいは家単位や親族で移動しており、むしろ領域外に広大に広がる森林地帯に、点々と焼畑を営む集落が従来通り移動しつつ分散し続けたのが実情のようである。

1921 年にはビルマ村落改正法のもとで森林村と一般農村とが区別されるようになった。森林村とは、森林局の直接管轄する特別な行政空間として指定されたところであり、焼畑耕作者と林業労働従事者を含む居住区であった [Bryant 1997: 112]。ここでは森林局が焼畑民の生活に直接干渉するようになったのである。このようにブライアントと谷の記述から、現在バゴー山地にあって焼畑を許可された領域にある S 村の初期の成り立ちが、森林行政と焼畑民の妥協的共存の上に、「脅威」を「善」と化する政策の産物であったことがわかる。20 世紀半ばになるとさらに、ここに内乱と治安確保の要素が加わるのである。

20 世紀初頭のカレンについては宣教師であり民族誌家でもあったマーシャルの記述が詳しい。各地のカレンの慣習に言及した著書であるが、バゴー山地に特定した記述の中で、バゴー山地のカレンには村が平均 20～30 家族から成る一つのロングハウスの場合がある、という記述がある。こうした村は、人間や虎の攻撃に対する自衛目的とされ竹作りの簡単なもので毎年移動する、と記されている [Marshall 1922: 56-60]。

内戦期から定住へ

1930 年代ナショナリズムの時代からバゴー山地のみならずビルマ全土は激動の時代に入る。そこでは、森林政策は衰退し、さらに第二次大戦後独立を経て内戦期にはバゴー山地は軍事操作のただ中におかれ、少数民族やビルマ共産党の反乱分子は森林局の管轄地域に逃げ込んだた

5) 1931 年のセンサスで人口密度は 1 平方キロにわずか 0.2 人であった。

め、森林経営は軍事的な援護なしには不可能となった。そして安全確保の効率を鑑みて、森林局と国家材木事業 State Timber Enterprise (STE) は 1955 年から共同でこの地域の森林経営を行う。

S 村は東のタウングーと西のピエー（プローム）を結んだ線がバゴー山地の尾根筋と交差する付近に位置する。1950 年代から 60 年代にかけ、カレン民族闘争は山地東側のタウングーに拠点を持ち、ビルマ共産党と手を結び、バゴー山地がその共闘や往来の場となった [Smith 1991: 262-268]。

1960 年代にビルマ軍が共産党への攻勢を増す中で、1962 年には国軍側が主領域を確保し、反乱分子鎮圧のため悪名高い「四断作戦」（ビルマ語でピャレイピャ、食料、資金、情報、兵士の供給を絶つ）をバゴー山地でも展開した。聞き書きによれば、そうした中で、1962 年にピュークン・リザーブ内で焼畑を営む 6 つのカレン村落（それぞれ最大 15 戸くらい）をビルマ軍が戦略と防衛のために集住させたのが S 村である。共産軍の拠点がこの近くにあったため、四断作戦の一部として集住させて防衛することが、目的とされた。その後戦闘の末 1964 年には共産党の拠点はさらに南へ移され、1970 年代には特にバゴー山地南部で四断作戦のため焼き討ちにあった村も少なくなかった。

1973 年から 75 年にかけてバゴー山地の掃討作戦で、共産軍は追放され、カレンの民族闘争も 1970 年代半ば以降は、ほとんどが国境沿いの山地に凝集していった。バゴー山地で森林政策が再興されていくのは、1970 年代末以降である。植民地期と同様に、森林行政は森林村などを通じて、カレンの焼畑を統制する一方で森林保護と生産に彼らの労働力を利用する植民地期の方策を踏襲した。カレン領域が保たれたのは、50 年代の戦闘における治安上の理由と、その後の森林行政の両方によるものだったと考えられる。1992 年には、新森林法が制定された。一方で国営の木材会社 ミャンマー木材事業 (Myanmar Timber Enterprise 1989 年に上述 STE が改称されたもの) の短期的目標による乱伐、さらに軍や木材会社の不法伐採が行われている。

スミスによれば、「その年 (1974) の終わりにはバゴー山地からほとんど全ての人間の集落が消えてた」という [ibid.: 267]。バゴー山地のカレン地域でプロテスタントやカトリックのキリスト教布教が成果をあげたのは 1940 年代以降のことで、東部山地やデルタに関して 19 世紀半ば以来、⁶⁾ 豊富なキリスト教宣教に関わる資料に、バゴー山地への言及は見られない。また、1949 年以降の民族闘争においてもデルタと東部山地のカレンについて耳にすることはあっても、バゴー山地のカレンの関与については聞かれない。1949 年にカレン民族闘争がラングーン郊外インseinまで侵攻し、デルタと東部山地はもとより北はマンダレーまで勢力をのびした

6) 1854 年には、バゴー山地東側のタウングーにてバプテスト宣教が開始された [Maung Shwe Wa 1963]。

が、その後少しずつ範囲を狭められていく中で、バゴー山地は特にタヤワディやデルタのカレン軍が逃げ込む格好の場ともなっていたに違いないが、こうした戦闘や抗争に関していえば、バゴー山地のカレンはまるでブラックボックスのように全てを吸収しながら容易にその内情を見せようとしなかった。しかし実際には、現在この地域に暮らす10カ村以上のカレンの親世代も祖父母世代も、そうした時代を通じて連綿と焼畑を生業とし、移動の多い生活を営んできたのである。本稿では、このような厳しい歴史を経験してきた当地のカレンが、「家」などの最小単位を社会経済的ベースとして、どのように単位相互の連携、継続性を図りながら生活を営んできたか、などについて論じる。

調査村の概況

現在S村は、バゴー管区オクトウィン郡にあり、植民地期以来指定林内のカレン領域として区画されていた地域にある。現副村長からの聞き書きによるとピュークン指定林森林区画41区から66区(計26林班分、おおよそ13,000ヘクタール、南北に15キロ、東西に10キロほど)が彼らの焼畑と居住を許された範囲である。2004年現在、72戸、376人の人口規模である。村の中央には1964年に創設されたカトリック教会がある。定住時にはすでに改宗者が複数名いたといい、村の創設後2年目に教会が設立された。学校(教員2名、2003年から初等教育7年生まで)は当初軍が建設したが、今の建物は教会の建物とともにMTEの支援で建てられたものであり、クリニック(保健婦2名)も、MTEの支援を得ている。

学校の設立が1960年代に遡ることもあり、村人のビルマ語能力は高い。年長者でも男女を問わずビルマ語の会話能力を持つ。日常的な商業活動や教育、医療サービスは、西側のパウカウンが拠点となっている。農作物もパウカウンまで運んで売るか、村へやってくる商人に売られる。2003年までは5年生以上の小学生数人はパウカウン近くの学校へ、寮生活などをして通っていた。そして、医療サービスについては、余裕があればパウカウンの病院に行っていた。村での聞き取り調査と人口分布から、高齢者以外には生後5年までの乳幼児、および出産年齢の女性(20歳代から40歳代)の死亡が最も顕著であった。多くの村人は、医療費が支払えないため医療サービスを受けることなく村で亡くなる。⁷⁾

村には村人に選ばれた村長と副村長、および5年前に村民で決めたという十人組組織が4組とそれぞれの長が1名ずついる。1973年来の現職村長は、ピュー川の水源近くで1927年に生まれ、S村の統合以前は10戸程度の小さな集落で焼畑を営んでいたという。1962年に集住さ

7) 出産はすべて村で行われており、短期訓練を受けた上述の保健婦のほかに、レテと呼ばれる伝統的な産婆も3名ほどいる。レテの技術は基本的には按摩術であり、新生児を「揉み出し」て出産の介助をする。

せられた6カ村のうち、一つは現在の隣村K村の原型であった。K村は第二次大戦後からこの地域に定住して、別の林班をリザーブとして焼畑を許可されていたが、1962年のS村設立時にS村と合併した。その後、集落が大きかったため、政府の許可のもとで、1964年には再度分村した。

このように特殊な事情の下で設立されたSとK両村では、現在にいたるまで納税や米の供出義務がない。逆に、2000年と2001年には両村とも1戸3バスケット（1バスケットを「1ト」と呼ぶが、およそ32リットル）程度の米の支給があったという。植民地期には地税を払っていたが、その後の内戦時代の政府の支援をMTEが継ぎ、今でも森林局の管轄村である。山地奥深くにありながら、体制の掌の上で、その懐柔によって成り立った生活を営んでいるともいえる。しかし、以下で見るようにその生活は植民地期以来持続する焼畑による自律性の高い生業形態であり、また、カレンとして周囲のビルマ人に対して明瞭な自他意識をもって生活をしている。それ故にこそ、森林局側は年に数度、この村に役人・高官を招いてもてなし、自らの政策の一端を見せる絵巻物として役立てているのである。地税は払わない村人だが、こうした機会には仮の休憩小屋の建設、水くみ、食事の準備などに奔走させられる。このように、植民地時代以降常に豊富なチーク林のただ中のリザーブに生活を許されてきたカレンと行政との妥協と共存の相互関係は、戦乱や移住を繰り返しながらも続いてきたのである。

調査滞在中、何バージョンかの黄金伝説を聞いた。それによると、カゴいっぱい輝く金銀の財宝があり、それを守るカレンの女王がいたが、ビルマの王がそれを目的に攻めてきた。巨大な樹木で囲いをして（あるいは、周囲を水で囲んで）見えなくした。カレンは皆殺されてしまったが、金銀は今でも山に埋もれており、時々光り輝くのだという。こうした伝承が語り継がれているところにも、村人の自らのビルマ社会における位置づけをめぐる認識を読みとることができるのではないだろうか。

生 業 活 動

2003年に限ってみるとS村72戸のうち67戸は焼畑を開き陸稲を主作物に、多種類の作物を栽培していた。まず聞き取りに基づき焼畑の生業活動について述べる。⁸⁾

焼畑地の選定

焼畑（カレン語でkhu）のサイクルは村人によれば15年前後が最適で、休閑地（ti kla）が、焼畑して良い状態（du）になるのには、10年以上はかかる。実際に、聞き取りでは8年休閑から17年までと幅があったが12年くらいが平均であった。次年度の焼畑地の選定は、前年の10

8) 3度の調査は乾期に行われ、収穫後の状態しか実見することができなかった。

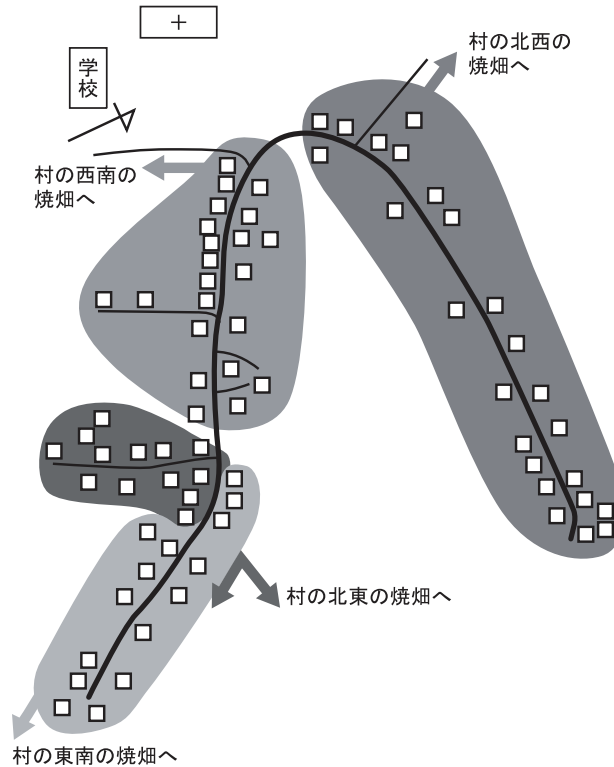


図1 S村の十人組組織と焼畑

月頃行われる。丁度その頃は地面を覆う落葉も少なく、土壌が見えやすいからだという。焼畑地については、「同じ土地へ一巡して戻る」場合もあり、「XX氏の焼畑」と、前回そこで焼畑をした人物の名を冠して語るが、かといって必ずしもその人物に優先権があるわけではない。村の十人組組織の各戸は、それぞれ村から焼畑へ向かう道が異なり、したがって、それぞれ村の居住組から道のりのよい区域で焼畑をする傾向がある(図1)。それ以外に選定の基準はおおよそ以下のようなものである。

面積：各戸はまず次年度どれだけの種を蒔くか構成人数、そして働き手の数などを考慮して3～15エーカーほどの土地を開くことを決める。特に、伐採時の働き手の数が決め手となる。伐採に関しては交換労働が行われないからである。1戸に成人男性が1人であれば、おおよそ4エーカーまで、種にして1ト(1カゴ、約32リットル)であり、2人であれば10エーカー以上も可能で、5トも蒔くことができる。

土壌：土は暗緑色で粘土質であることが望ましい。

植生：木の幹が人の胴回りくらいの太さに成長していること、そして竹の根塊が大きくかつ竹の幹が太いこと、そして下生えが少ないことが条件である。

他家との兼ね合い：もうひとつの要因は、他の村人や近い親族との兼ね合いである。一旦焼畑地が決まると、村長へ報告する。焼畑地の選定は基本的に早い者勝ちである。他の村人が決定し、竹を組んで作った印をつけられた焼畑地を後から来た者が主張することは慎まれる。焼畑地をめぐる争いは、重大な社会的な危機と考えられており、争いは極力回避される。また近親者と畑を近くに開くことも多く、特に母娘の焼畑が隣接する例が多い。

焼畑禁止の土地：村の周囲1キロくらいでは焼畑は行わない。ここは、薪や竹の採取地、埋葬地や牛や水牛の放牧地となっている。ここを伐採すると、村の水の供給を損ない村が涼しく保てないから、と人々は説明する。また、川岸や蛇行する川の内岸、水源、あるいは森の中の沼やぬかるみのある所、などでの焼畑は禁止されている。

このようにして、基本的には1戸1筆の焼畑地を選定する。1戸2筆まで伐採可能であるが、その場合は、両筆の間に他人の焼畑が介在しないようにしなければならない。家屋を分けた時点で自らの焼畑を始める、というのが最も一般的である。独立戸として焼畑の権利を持たない者が焼畑を始める場合は、焼畑の権利を持つ戸主の名を借り、その了承を得て焼畑を行う。その場合、種蒔きは名義主が始める。

年間サイクル

1年間のサイクルはおおよそ表1の通りである。まず、1月に伐採が始まる。野火によって伐開地が火入れの前に焼けてしまわないよう注意を払う。2月頃、野火の危険が高まる前に、幅2～3メートルの防火帯を焼畑の周囲に切る。伐採で切った木材や竹は、家の建材、家財道

表1 年間の耕作サイクル

	前年度の畑	今年度の畑	次年度の畑
1月	トウガラシ・	伐採開始	
2月	ワタの収穫	防火帯の伐採	
3月	ワタの収穫終了		
4月		火入れ 出作小屋建設 二度焼き	
5月～		種蒔き	
	二年目の野菜収穫		
7月		トウモロコシ収穫	
8月～		柵作り 稲魂儀礼 除草	
10月			畑地の選定
11月～		稲の収穫 脱穀 米倉建設 トウガラシ・ゴマ収穫	

具や薪にするために村へ持ち帰る。村で家の建て直しなども2～3月頃にさかんに行われる。火入れは4月である。乾期の酷暑の中でも最も暑い時間帯（午後1時頃）を選ぶ。火入れの成功は風に大きく左右される。適度の風は、火の勢いを増し、焼きを良くする。表土が真っ黒に焼けている状態を良しとする。無風の場合、火の広がりが悪く、焼き切れないこともあるという。1年の収穫を大きく左右するのがこの火入れであるという。その後、出作小屋が建てられ、また畑では、あちこちで燃え残りを集めて小さく焼き直す。

種蒔きは5月から6月にかけて、雨期と同時に始まる。まずトウモロコシを蒔き、その縁にカボチャやウリを蒔く。その後、陸稲とゴマやキュウリのタネを混ぜて蒔く。まず男性が長い棒（mau bau）の先で土を突き、穴を開けたところへ、後ろからついて歩く女性が、混ぜた種を無造作に投げ入れる。畑にはイネ、ケイトウ、ウリ、ヒョウタン、キュウリ、ウリ、インゲン、ハトムギ、タバコ、ゴマ、コンニャク、ヤマイモ、香草、モロコシ、サトウキビ、キュウリ、カボチャ、など、外縁に綿、ジュズダマ、キャッサバ、キマメ、などという配置となっている。

種蒔きは最も労働交換が顕著な作業である。交換は主に三つの基準で行われるようだ：親族、近隣の畑同士、そして、友人関係である。交換労働（カロサ、ドロサ、またはマドマガなどという。～ロサとは「～し合う」の意。「カ」や「ド」は仲間をあらわす）は、基本的には1人1日分につき1人1日を返す。昨年交換労働をしたという17戸のうち13戸は親族（特に妻または夫のキョウダイ）同士であった。2戸は隣接しあう畑の者同士であり、あとの2戸は友人関係である。近い親族間になると、厳密な対一の交換労働と言うよりはマスロサ（助け合い）であるというのだが、上述のマドマガとマスロサの相違は必ずしも明確ではなかった。この他に日雇いという方法もあり、この場合1日の労働に対して、1トの米が基本である。これは、むしろ何らかの理由でその年は焼畑を伐採できなかった家（たとえば伐採の担い手である成人男性の病気やけが）の救済の意味合いが強く、親族間の場合もあるし、そうでない場合もある。

5月の種蒔き以降、12月の収穫まで、少なくとも1戸から1人が出作小屋に泊まる。これは、作物を野生動物などから守るためである。除草は三巡ほど行う。7～8月ころには、必要とあれば動物よけの柵を作る。また同じ頃、稲（ブ）の魂（クラ）を呼ぶ招魂儀礼（グウェブクラ）を行う。儀礼柵（タグモ、およびグモフと呼ばれる竹で編んだカゴのようなもの）を作り、成人男性が、メンドリ1羽、または、つがいのニワトリを供犠にして、その血と骨によって稲魂を呼び、収穫を祈願する。

早稲の収穫は、11月ごろに始まり、収穫期の遅い品種まで刈り入れが終わるのは12月である。収穫は、カマで地面から30センチくらいのところで刈って束ねる。出作小屋の近くに集めたものを、竹の蔦の上で踏んでから、上から投げ散らし、扇いで脱穀する。全体の作業が長

速水：家と家をつなぐ

期間にわたることもあり、ほとんど同居一家内の労働でまかなう。ただし、自らの焼畑がない場合は、収穫期に他者の焼畑の収穫に参加し、1日の労働で米1カゴの報酬を得る。ただし、種蒔きにせよ、収穫にせよ、報酬のないマドマガやマスロサの場合でも1日に2カ所以上の焼畑で作業に携わることはできない。

おおよその収量がわかると、竹で米倉を建てる。米倉は、通常出作小屋と村を結ぶ小道の脇に建てられる。糯米と、翌年の種籾は通常出作小屋か村の住居に運ぶ。米倉の内部は、米の種類ごとに竹藁でしきりを作る。そして、一つの焼畑につき一つの倉を建てるので、収量が多い場合は、2年間くらい使われる。ただし、村人は、カレン領域内に平地から侵入して近隣で畑作するビルマ人の米泥棒を警戒することに加え、2004年2月の調査時には野生象が、本来の生息地が植林地となって押し出されて焼畑地を荒らしていることなどから、米倉の米を全て村に運び込んでいた。

稲の収穫が終わると、11月から12月にかけてゴマとトウガラシの収穫、そして1月から3月までワタの収穫が続く。1月から新しい焼畑のサイクルが平行して始まるが、焼畑には雨期の6～7月まで、2年目にも実をつける野菜などの収穫に戻る。

イネの品種と種について

イネの品種は、聞き取りではウルチイネが9種、モチイネが6種あり、各戸は収穫期の早いものと遅いものでウルチイネを2種と、モチイネを1種蒔く、という組み合わせが一般的であった（表2）。モチイネは焼畑の斜面の上方に蒔き、その下に左右に分けてウルチイネ2種を蒔く。年長者の中には、イネの品種が混ざるとは家に災いをもたらす忌むべきことであると語

表2 イネの品種別植付世帯数（全世帯を100とする）

	品種名	作付け世帯割合
ウルチイネ（早稲）	beu mae za	60
	yodaya jaw	18
	beu na shae	7
	wa m'sae	11
ウルチイネ（遅稲）	beu baw	25
	beu na sa	32
	beu xae mae	36
	beu lieng baung wa	4
	beu thu khaw	4
モチイネ	pi'i na byae	59
	pi'i na bwa mwa	14
	pi'i khu klo	10
	pi'i bau	10
	pi'i ngeu shi	3
	pi'i yaw	3

る者もあった。親家と同居していた娘夫婦が新しい家に分かれ、自ら独立して焼畑を営むときに、親家から種籾その他の種を譲り受ける。これは特にイネについては明瞭で、イネの品種は必ず母系に受け継がれており、さらに特定品種のイネや雑穀を植えてはいけない、というタブーも母系に受け継がれ、母系の継承がこのように家を超えた種籾の連鎖によって物質的に表象されているのである。その一方で、他家からゆずり受けた別の品種の栽培を新たに始めることもあり、その場合は、種籾をひとつの畑から別の畑へその日のうちに直接運ぶことはならず、森の中で一晩おかなければならない、という。また、他村から移住し、その際に種籾を運ぶことができなかった場合、S村で当初居留先となった家（後述するが、キョウダイや両親のキョウダイという関係が多い）から種籾を譲り受ける。

このようにイネが、明瞭に母系に受け継がれるのに対し、全く別の原理で種が継承されたのがブと呼ばれるジュズダマ属の一変種である。これは、セブという女性の黒地の上衣に縫い付けて装飾として用いられるイネ科の植物で、カレン地域に広く見られる [落合 2007]。しかし、S村において突出しているのは、何よりもこのブの種類多様性である。一戸に限っても色や形状により5～6種あることが少なくない。ブは焼畑に蒔いて収穫するが、女性たちは近隣や親戚同士で交換もする。種の交換や保持の仕方は、イネと対照的である。母系ラインを通じての厳密な継承はない。S村で観察された種籾の継承が、移動性にもかかわらず継承されるラインを象徴するものだとすれば、ブの種の拡散と驚くべき多様性は、この地域の歴史上の移動性や集住過程などを映し出すものといえるのではないだろうか。S村は6カ村の集村にさらに新たな移住者が常に加わっており、それぞれの村で継承されてきた種がここに女性たちを介して一同に会したと考えられる。それは、同じ女性同士のつながりによる種の継承であってもイネが母系ラインによって限定されていくのと別の方向性を示している。

収穫と現金収入

米の収量は、各戸の聞き書き調査によれば種籾1トにつき、最低で30ト、最高で120トという回答があり、平均は57.3トであった。30～40トという回答の場合は、なぜ収量が低かったか、さまざまな説明が加えられた。多い順に

- ① 休閑林の焼き方が不十分であったこと。畑の焼き具合は、当日の風にも大きく左右されるという。適度の風で1時間くらいで燃えれば焼きが良いという。
- ② 野生動物の被害。これは、ノブタ、野生のゾウ、ネズミ、トリ、そして昆虫である。動物よけに、罾などの仕掛けやトリおどしなどが使われる。
- ③ 野火。乾期、すなわち火入れ前の3～4月頃が多く、野火で焼けてしまった開墾地はその後火入れをしても効果的な焼き方ができない。
- ④ 種蒔き時に種籾を他の種と混ぜたときに他の作物（特にゴマなど）を混ぜすぎてしまった、

表3 作物・家畜の市場売買に関する世帯と売買数量・価格

品目	世帯数	数量	売値
トウガラシ	焼畑経営世帯中 85%	20 ~ 200 viss (平均 53)	500 ~ 1,000/viss
ゴマ	焼畑経営世帯中 85%	0.5 ~ 6 トン (平均 3.8)	7,000 ~ 10,000/トン
ワタ	焼畑経営世帯中 75%	50 ~ 500 viss (平均 183)	80 ~ 150/viss
トリ	80%		1,500
ブタ	35%		15,000
水牛	8 世帯 (うち 2 は飼育契約)		80,000
牛	2 世帯 (うち 1 は飼育契約)		60,000

(但し、1 viss=約 3.5 kg)

などである。

自家消費の余剰米がある場合、村内外で売るより、米の足りない村人に貸すことが多い。親子の間でもこうした貸し借りは、可能な時は返すが、たとえばキョウダイであっても、借りた米を返さないのは非常に恥ずべきことだという。このように貸借についてモラルが共有されており、村内の売買は稀である。

ほとんどの家が、自家消費と市場向けの両方のために焼畑で栽培しているのが、トウガラシ、ゴマ、そしてワタである。売買は、パウカウンまで運んで売るか、パウカウン周辺から来るビルマ商人に村で売るかどちらかである。自家消費用に取り分けて残りを売る(表3)。牛や水牛の飼育は、乾期はピュー川流域の草の豊かなところに放牧し、雨期になると村につれ戻り、毎日村の近くの草地へ連れて行く。3件の契約飼育が見られたが、契約飼育者が契約期間中に繁殖に成功すれば、繁殖分の半数を契約終了時に自分のものとして獲得する(奇数であれば、最後の一头分の半額の現金を受け取る)。

このように主要な現金収入源は、焼畑で収穫される作物の一部と、家畜の売買であり、現金経済自体は非常に不安定である。水牛や牛は、家のつくりとともに経済的な目安とされる。

焼畑空間・村の空間・森

村の居住空間(スウォ)は、先述の通り森に囲まれている。そのさらに向こうに焼畑空間(ク)が広がる。焼畑は、カレン領域として仕切られた森の空間で展開され、村とは異なる秩序がある。村では決して歌わないタと呼ばれるカレンの伝承歌謡を焼畑では歌う。焼畑でトウガラシを摘みながらタを歌ってくれた年配女性曰く、「村では讃美歌を歌い、焼畑ではタを歌う。村でタを歌うとムコリ[キリスト教の文脈では「悪魔」の訳]に襲われる」。村では行わない供犠や治療の儀礼も焼畑でなら行える。「村でやると役人や司祭に怒られるけれど、焼畑なら誰にも何も言われない」という。村の8割がカトリック信者だが、儀礼や伝承歌謡に対して宗教的に規制があるわけではない。しかし村人は、村を森林行政や宗教組織の介入を得た秩序空間ととらえ、焼畑は野生動物などの脅威から守られなければならない一方、そうした外からの強制

力が立ち入らない自由な空間と考えているようだ。雨期の大半を出作小屋で過ごす村人が少なくないのだが、そのことは楽しみでもあるようだ。世話になった家の老父は、家（ヒ）では眠れないけれど、出作小屋へ行くとよく眠れると、悪い足を引きずってでも焼畑に泊まりに行く。米倉を森に建て、村と焼畑を行き来しながら、米を回収してどちらかで食事をする。少なくとも雨期の間は、二重の世界で二重の生活を営んでいるかのようである。

家の構成と家間関係——北タイの水田耕作カレンとの比較

S村の家の構成は、妻方居住と核家族または最小限の母系の直系家族という形が徹底している。夫婦は、結婚すると妻の両親の家にしばらく同居する。1年目、夫は自分の両親の畑も手伝うが、それ以後は妻の両親と焼畑をともにする。数年して、特に妻の妹の結婚を機に独立して自らの家を建てる。自立して焼畑を行うようになるのもこの時からである。それまで共同で耕作していた妻の両親から種籾を分けてもらい、焼畑を始めるのである。逆に言えば、焼畑を耕作する権利は村における独立戸としての成員権に基づいており、それは、主に親家からの世帯分けによって始まる。通常は最後に結婚する末娘が両親と最後まで同居する。また、村への移住過程や世帯分けの過程を見れば、村の成員権は、親族関係に依存しているといえるだろう。

夫婦は、独立の際に妻の両親の家から種籾やナベ、カマなどの家財道具をゆずり受ける。家は女性のものであるとされ、今の祖父母世代の若い頃は家の主たる女性が亡くなると、残された遺族は家を移さなければならなかったという。近年はチークの立派な家が増えているため、これを同居していた末娘が継ぐこととなるが、立派なチークの家屋であっても必ずしも永続的とは考えられておらず、調査中にも年に2戸くらい、解体して木材はそのまま利用して別の場所へ家を建て直す例が見られた。相続は均分であるが、相続すべきものが多くあるわけではない。結婚当初や婚出時、あるいは親の死に際して、男女を問わず、水牛などの財産を受け継ぐ。

水田耕作を主たる生業としていた北部タイの調査地のカレンと比較してみる（表4）と、家の人員構成については大きな相違はないが、S村の方が三世代の同居が多い。また、S村で特に目につくのは妻方居住の徹底である。タイのM村でも少なくとも旧来の儀礼を継続している家において、居住は儀礼の規範に則り、妻方が守られていた。家、特に炉の空間とそこに住まう祖霊は妻のものであった。家も、妻のものである以上、妻が亡くなれば取り壊し、新しい家を建てるが、これはS村も同様である。しかし、タイのM村の場合キリスト教化するなどして儀礼を放棄した場合、この規範はもはや守られていなかった。特に水田耕作のもので、居住地の決定は、何よりも生業手段である水田に左右された。表中にあるM村における夫婦と息子家族の同居はこういう事例である。一方、焼畑に100パーセント依存するバゴー山地S村では、妻方の原則がそのまま守られている。新婚夫婦は、例外なく妻の両親と家屋をともにし、妻の

表4 同居者の構成

同居者の構成		バゴー S 村	北タイ M 村
夫婦+子中心	夫婦+子	32	30
	母子	2	
	父子	2	
	夫婦+子+妻の遠い親族	1	1
	夫婦+子+妻のキョウダイ	5	4
複合三世代	夫婦+娘家族	4	3
	夫婦+子+娘家族	14	
	夫婦+子+娘家族+亡娘の子	1	
	夫婦+子+娘家族+未亡人娘家族	1	
	夫婦+息子家族		1
	夫婦+息子(寡婦)家族	1	
夫婦+子+息子家族		2	
未婚のキョウダイ		1	
独居(男性)		2	1
独居(女性)		3	2
合計		69	44

(但し独居の場合は、経済的には独立した世帯を営んでいない)

妹が結婚する前に、自らの家を始めるべく出て行く。このようにバゴー山地の場合、キリスト教化がより進んでいるにもかかわらず、結婚した女性が夫方の親族と同居することは絶対にあり得ず、厳密なまでに妻方居住が守られている。キリスト教に改宗するにせよ、仏教徒であるにせよ、もはや儀礼を行っていないバゴー山地のカレンであるが、にもかかわらず、タイ側では儀礼の名の下に守られた居住の原則は例外なく守られている。家の人員構成において母娘関係が最も重要であり、また、両親の家と同居する既婚の娘夫婦は一組に限られる。こうして、次々に子供たちが婚出していくことによって、新しい家が生まれ、また、家同士の連携の基盤ができる。

北部タイと最も相違が顕著であるのは、この家の経済的独立性と家同士の協力体制であった。先述の通り焼畑を営むバゴー山地の S 村においては、家分けをすることは、いくつかの例外をのぞけば、完全に焼畑の権利の獲得と、経済的独立と一致する。家を持つということは、焼畑と米倉を一つ持つことであり、社会的・経済的な自立を意味する。⁹⁾ 一方北部タイでは、家同士の経済的共同性ははるかに強い。次女以降の結婚で長女から順に世帯分けをしても、水田を共有して一つの米倉で生活を続けることも珍しくない。水田が十分にあれば結婚や世帯分け

9) 稀に、同居中の娘が、親とは別に焼畑を拓く場合もあるが、この場合は必ず親の隣に焼畑を拓き、両者の間に他者が焼畑を営むことはタブーである。ある年長の村人によれば、このときに、同一家の二筆目の焼畑は、その年に焼畑を営まない別の村人の名で拓き、かつ種蒔きはその名義人によってまず始められなければならないという。

を機に水田を相続する場合もあるが、共同で続けることが多い。焼畑と水田という土地と家々の関係が異なる条件の下で、家の独立性はこのように異なる形で保たれている。

バゴー山地では村で家を持ち、焼畑を始めるのは、こうして親家からの家分けをする場合が最も多いが、今ひとつ少なからぬ事例が移住である。近隣の町区からの近年の移住は少なくない。72戸のうち6分の1に当たる12戸は過去10年以内に隣の町区からS村に移住してきている。最大の原因は、バゴー山地西部域におけるダム建設で、そのために住民の立ち退きが続いているのである。移住の場合、近い親族の縁故を頼り、移住者の妻のキョウダイが結婚してS村に住んでいる場合、あるいは、夫婦どちらかの両親のキョウダイがS村に住んでいる場合、が最も多い。まず、移住をS村在村の親族に相談すると在村者は、新来者である親族を村長に紹介する。移住が認められると、乾期に4～5人で迎えに行き、荷を背負って移住してくるのである。その後、移住してすぐに焼畑を始める場合もあれば、頼りの親族としばらく共同することもある。焼畑を開始するときは、自村から持ってきた種籾を用いることもあるが、収穫をして種籾を確保する暇もなく移住を余儀なくさせられた場合や、遠方のため運搬できなかった場合など、親族から種をゆずりうける。

いつ、何の理由で移動を命じられるかわからないこうした状況で村を越えた家のつながり、親族のネットワークが重要となる。現在のS村における夫婦のうち、創設時に夫婦でS村へ来た例が14、近年夫婦で移住してきた事例が12、夫婦ともに少年期からS村在住だったものが44例、そして妻がS村で夫が他村の出身の事例が23あった。この23例のうち、21例は夫の出身は歩いて2日以内の近隣町区であった(図2)。このように、山地を広域に跨ぐ親族のネット

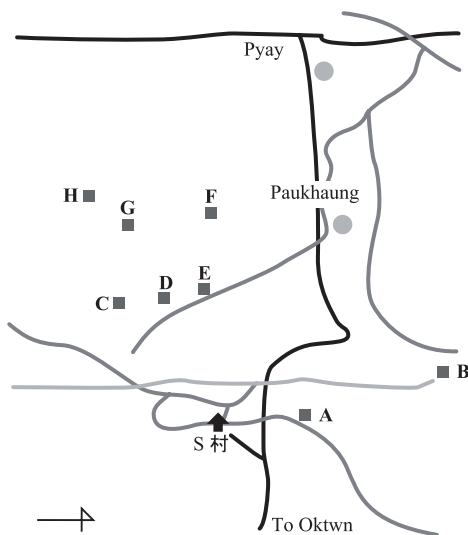


図2 村人と描いたS村周辺の概念図

図2 附表 広域の広がり と S村との移動出入り数

カレン村	婚入元	子の 婚出先	移住元	キョウダイ 居住地
A	3	0	0	7
B	4	5	5	3
C	0	0	0	0
D	1	0	0	5
E	3	1	0	8
F	1	1	0	1
G	0	0	0	9
H	1	6	3	2
Paukhaung	4	0	0	0
Toungoo	4	0	0	0
他	2	0	4	0

ワークが存在し、生業の危機に瀕したときなどに頼るべき親族が諸方に分散している。山地で広域に広がった親族関係の網の目があり、新転地を求める場合に基盤となる。

以下では、こうした村内外の家同士の協力関係について例示する。

事例1：労働交換（マドマガ）

この事例では（図3 塗りつぶされているのは労働可能要員）、親家 A から B, C, D の3戸が分かれている。A 夫妻は S 村開設時に既に2人の子供がおり、親子4人で S 村に移った。その後、3人の息子は全員、近隣の村へ婚出し、5人の娘達のうち3人は結婚して S 村内に居住し、1人は現在 A と同居、残る1人の未婚の末娘も同居している。長女は、結婚して9年間親家 A と同居していたが、次女の結婚に際して、B 家を形成して独立した。AB 両家其々の焼畑は村の西側にあり、2001 年も 2002 年も隣同士であった。これが相互に都合が良いということで、焼畑を決めるときにここ5～6年は相談の上、このようにしている。A 家は構成員6名（養子同然の B 家出身者1名を含めて7名）だが、老夫婦はもはや焼畑に携わることはなく、働けるのは子世代の2名で、昨年は1.5カゴの種を蒔いた。B 家は現在成員13名、そのうち7名が焼畑で一人前に働けるため、昨年は3.5カゴの種を蒔いた。B 家の四男は、幼い頃から A 家構成員として育てられた。養子慣行のきわめてまれなカレン社会で珍しい事例であるが、これは、B 家が子沢山で養い切れず、A（すなわち母方の祖父母）に預けて育ててもらい、それが現在、逆に A 家に唯一の男子労働力を提供することになった。この両家が、特に種蒔きの時に協力しあっている。

他方、A の次女家 C と三女家 D は、いずれも構成員がはるかに若い。C も D も順に結婚して両親と1年ほど同居した後に独立し、現在まだ子供達が小さい。したがって、いずれの家も米は1カゴずつ蒔いており、焼畑での労働力は戸主一人である。C と D の焼畑は村の東側にある。

この4戸の種蒔き時の労働力を見ても、A 家では、自家の2名（五女と養子とも言える B の四男）に加え、B の長男から三男までが参加した。一方 B の焼畑では、夫婦と長女の夫、長男から三男までに加え、A の五女、A にいる B の四男、そして夫方の弟（E）の3人の娘達である。この E 家の焼畑もまた、

村の西側にあった。

一方 C と D の場合、焼畑での労働は戸主ただ一人であるため、相互に労働交換と協力をするとともに D は夫側のキョウダイ（F, G）の子供達に来ても

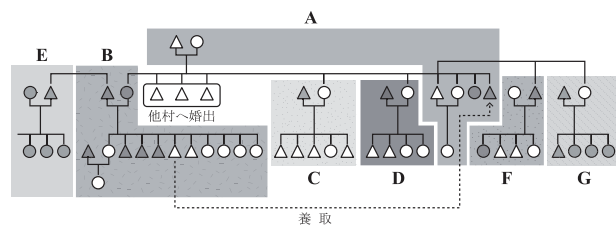


図3 A 家の人々

らっており、自ら彼らの畑の種蒔きにも出かけている。これらの家はいずれも村の東側ブロックにあり、相互に1キロ以内の距離にある。

この事例から、親子、キョウダイ家が、労働交換の基盤になっていることが見て取れる。その関係は多くの場合、各戸の構成員の現状と焼畑の位置関係と関わっている。ただし、労働交換要員は毎年流動的で、焼畑が遠くても近い親戚と労働交換を行う例も少なくない。

事例2：移住における親族関係

次に、移住に際して親族関係をもつ家同士がどのように協力しあうのか、隣の町区にあるB村からの過去8年の移住経緯をたどってみる(図4)。B村では政府のダム建設に伴う移住が進められ、近年多くの者が親族を頼ってS村へ移住してきている。

- ① 8年前S氏(現在40歳)がオバ(父の妹)夫妻を頼って移住
- ②③ 6年前Y氏(25歳)とP氏(32歳)がY氏の母方のオジK氏の婚出先であるS村へ移住
- ④ T氏(72歳)は、5年前に妻の甥を頼って移住
- ⑤ M氏(59歳)は、2年前に妻の兄の婚出先であるS村へ移住

以上のようにB村からの5戸の近年の移住は、いずれもオジ・オバ、またはオイ・メイを頼って来たものだった。Y氏の場合、前年の12月に来村して村長の許可を得た後、4月に移住した。村から数名が迎えに来て、衣類や家財道具を若干運んで弟妹とともに一日歩いて移住してきた。Y氏もP氏も初年は畑がなく、他の村人の畑で働くなどして家族を支え、2年目にはK氏から種をもらい、それぞれ自分の焼畑を始めた。

このように、焼畑を営むS村では、生産単位としての家屋の独立性が特徴的であるが、それとともに労働や、米の不足時の支援などは、親子キョウダイ関係に大きく依存しており、また村を越えた移動の際には、親子キョウダイの絆に基づいたより広範囲なネットワークが重要となる。独立性の強い家だが家同士の絆はこのように重要な社会的資源となる。

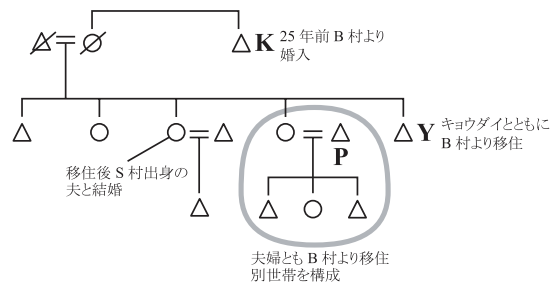


図4 B村からの移住

家の連続性とアイデンティティ

独立性が強い個々の単位である家をつなぐのは、このような具体的な協力関係による横のつながりだけではない。最後に、母から娘への家の連続性を作り出し、維持し、表象する文化的装置を検討する。

タイのカレン村落において、家から家への連続性は儀礼の作法において明確に継承されていた [Hayami 2004]。オヘ（またはオブガ）と呼ばれるこの儀礼自体はブタやトリの供犠と共食という単純な内容なのだが、この供犠から共食にいたるまでの細かい作法が、母から子へと継承され、それぞれの継承ラインによって規定されている。例えば、トリを殺す前に、家族が順番でその嘴をつまむ、肉を食べる前に水を一口ずつ回し飲みする、肉は戸主が全員に一片ずつ渡して食べる、などという作法の細則で、これが母から子へと継承される。このいかにも些細な伝統の継承と、家に住むのが女性側の祖先の霊であるということから、居住規制が説明される。そして夫の儀礼には夫の母、妻の儀礼には妻の母の伝統が守られるのだが、妻のものがより厳密に守られる。家に住むのは妻の霊であるため、儀礼自体は妻のものが優先され、重視される。すなわち、一つの家の住人の中で並存するいくつかの系列がそのまま受け継がれており、そのうちの女性の系が家の居住を規定する。

タイ山地で行われていたこのオヘ儀礼は、マーシャルの 1920 年代の記述によればバゴー山地でも行われていた [Marshall 1922: 249] が、調査時の S 村ではもはや行われていなかった。年長の村人ですら、両親の代まで行われていたことを記憶しているのみであった。従って上述のような母家から継承される儀礼伝統はない、ということになる。しかし、妻方の居住規制は、上述の家族儀礼を行っていたタイの村以上に厳密に守られており、系の継承の原理が明確に作用している。これには村人が一様に明言する理由がある。

すなわち、各戸には母から娘へ受け継がれるタブー (ta du) があり、それ故に嫁と姑をはじめ、異なるタブーを守る女性の同居は不可能とされる。S 村で各家が守っているタブーには大きく二つのタイプがある。一つは、焼畑におけるタブーであり、今ひとつは村の家をめぐるタブーである。前者は、特定の作物（特定のモチイネ、パパイヤ、キャッサバ、ある種のマメ、ウリ、雑穀、など）を植えることのタブーと、出作小屋での食物をめぐるタブーである。キノコ、カメ、ハチ、トカゲの一種など、それぞれ一戸毎に異なる組み合わせで伝えられている。また、その規則も焼畑で見つけたカメに関する場合、森で見つけたカメを出作小屋に持ち込む場合、焼畑で見つけたカメを村へ持ちこむ場合、など細則は家毎にさまざまである。一方後者の村内の家をめぐるタブーは、自家の床下で他家の（あるいは他家の床下で自家の）トリやブタが死んだ場合の処理に関するものだ。「自家の下で他家のトリまたはブタが死んでいたら、家

を放棄して新しく建てなければならない」あるいは、「相手に補償（トリ1羽、卵1個、お金3チャット程度、など）を求める」など、あるいは、「他家の下で自家のトリやブタが死んで補償を求められたら支払う/支払わない」など、それぞれ異なる規定がある。自他の組み合わせによっては、「必ず補償に鶏を求める」家と「求められても支払ってはいけない」家同士でこの問題が生じ、両家のタブーが齟齬を来たしてタブーに抵触したため、当事者が亡くなった、というような話まで村人は語った。これもまた、オへの作法と同様にいかにも些細なタブーであるが、家毎の相違が、そのまま継承される。

そして、タブーが異なる（つまり母系ラインの異なる）女性同士は同居することができない。独居老人、特に女性が多いのはこのためである。たとえば、Fは73歳になる女性の一人住まいである。彼女は最も近い親族に当たる弟夫妻がすぐ近くに住む。以前は食事は弟一家とともにしていたが、今は歩けないので、一日三食を運んでもらっている。同居をすれば容易なはずだが、弟の妻とはタブーが異なるため同居できないのだ、という。Nの場合は、72歳になる未亡人女性で、オイ一家の近くに住んでいる。ワタを紡ぐなどして小銭を稼いでいるが、オイやメイの家族が支援しており、同様に、オイやメイと同居することはできない。FもNも、一部屋の簡単な住居で、炉も何もない。老齢で焼畑も営んでおらず倉もなく、独立の生産単位として成り立っていないが、家屋は別にしてそれぞれのタブーを守っている。

以上のように、S村は家の経済的自立性が高く、村の家は焼畑と一対一の対応関係を持ち、明瞭に自立している。その一方で、一つの家は夫婦が亡くなれば雲散霧消するにもかかわらずその連続性や継承が、様々な形で約束される。例えば、米の種籾であり、またこのタブーであり、有形にも無形にも母から娘へと継承されていく。

お わ り に

このように家は可能な限り経済的に独立している一方で、そうした独立戸の間で協力関係がさまざまな形で作られる。また、独立した家の連続性を維持する文化的装置が保たれており、その基盤は親族関係、特に母子関係をベースにしている。焼畑の経営を行う社会単位としての独立性が顕著であると同時に、その家を村を越えてつなぐネットワークがある。バゴー山地の焼畑カレン地域で、村落と焼畑を、そして村と村とを結んで繰り広げられる家同士の関係をつなぐ実践は、このように広域にわたるカレンの文化的社会的特質と一部重なりながら、独自の展開を遂げてきた。それは、十分な休閑期間をおいて植生の再生を待ちながら焼畑を持続的に行いうる社会的生態的環境の中で、年毎の各戸の被害損失と収穫とをバランスさせ、また地域内で強制的な移動や周囲の社会的変動に応じた形での村落間の移動などを支える保障システムとなる。そうした展開は、バゴー山地のカレン領域という特異な政治・社会的環境の中で培っ

てきた社会实践といえるだろう。

カレンの家に住まう集団は、一見我々の見慣れた核家族や二世帯家族と類似している。炉を囲んだカレンの家に住む人々を観察者として「家族」または経済単位としての「世帯」とみなすのはたやすい。しかし、カレン語に家族や世帯にあたる言葉はない。ビルマ語で話すときには「ミタズ」(家族)を用いるが、スゴー・カレン語にあるのは、「ヒ」(家)の一語のみである。一戸ずつの家屋は独立していながら、「世帯」という分析概念も当てはまらない。本論で扱ってきた「家」は、同居できる範囲や分かれていく過程が明確に規定され、集団としてはいたって流動的で、一代で雲散霧消してしまう単位である。広域に「家」と「家」を同時代的にヨコにつなぎ、かつ時代を超えて母子の系を中心にタテに継承していくのだが、それが何か目に見えあるいは呼称をもった集団を形成するわけではない。

レヴィ・ストロースは「家社会」論において、北米先住民社会の理解に端を発し、ヨーロッパ中世や日本を例とするような「家社会」における「家」とは「物質・非物質財を兼ね備えた財産を所持する法人組織であり、名前、財、称号を實在の、または想像された系に沿って継承していくことによって自らを存続させるのであり、この継承性を親族や縁組という言葉によって表現し続けることができる限り正当と見なされる」ものと定義している [Levi-Strauss [1975] 1982: 174]。さらに「家」は特定の権利義務の担い手であり、物質・被物質の財または「名誉」などによって定義づけられ、その中には超自然的起源を持つものすらも含み、自らを存続させることを目的としたとする [Levi-Strauss [1984] 1987: 151-152]。レヴィ・ストロースの議論は、出自集団が顕著な社会とは異なる文脈での継承のあり方を考える上で示唆的である。

バゴー山地の焼畑カレン社会は、家屋に住まう人々が一時的で流動的であるにせよ社会集団として意味を成し、名前も称号も財も継承されないにもかかわらず、資源としての種^{モミ}や、文化的「財」としてのタブーの母から子への継承が行われ、物質的、のみならず社会的、象徴的な側面を強調する上述の「家」の概念に、即応する面がある。ただし、レヴィ・ストロースの定義する家社会の事例では、家の地位を明示する資産が重要とされ、家社会のメルクマールともなる。家は資産や権力をめぐる争いを、養取や縁組を駆使して仮想的な親族関係を使うなどの戦略によって展開するという。その後、東南アジア島嶼部において展開された「家社会」論では、多くは、レヴィ・ストロースの事例とは異なる階層的でない社会に適用して論じている [Waterson 1995; Carsten 1997]。ここに挙げたバゴー山地のカレンの事例は、そもそも階層的な社会ではなく、そしてより重要なことにカレンの家は何か物質財を伝達していく単位でもない。建造物としての家屋そのものですら短ければ1年から数年で建て替え、長くても一世帯に限定され、顕著に継承される家紋などの象徴や装飾があるわけでもない。本論で見てきたように母から子への系を通じて家と家をつないで継承されるのは、種^{モミ}という資源と、共有される

タブーという文化的「財」である。そうしたものが一時的で流動的な家とそこに住む人々の関係性とアイデンティティの拠り所でもある。この場合大切なのは、財でも名誉でもなく、家自体ですらない。母から子への系を保って継承されていくラインがあるということ自体であり、その関係性そのものである。住民は、この家のタブーは何かと尋ねられると、恥じらいもあって半ば笑いながら応じてくれるが、そのタブーが破られた場合に起こりうる災いについては真剣に語る。系の維持自体がいかに重視されているかは独居老人の数にも表れているといえよう。

マレーの漁村社会における家を中心とする社会生活について詳細に記述したカーステンは、家が女性を中心とする養いの場であり、その女性同士が家をつないで共同体の結節点となっていることを描き出している [Carsten 1997]。S村のカレンについて見るときに、主食であり、生産活動の中心を成すイネは、やはり家の成員の養いの根幹にある。¹⁰⁾ 種籾の継承、家分けするときに種籾を分けることは、女性を通じた養いの継承と分与による連携実践であるともいえる。

家と家をつなぐ母子を中心としてキョウダイを含むタテ・ヨコの近親者の関係は、何かの生物学的必然ではなく、種籾という資源とタブーという文化的装置によってつながれるのであり、再生産とは、まさに文化的再生産なのである。これが、植民地以来のバゴー山地の歴史的経験のさなか、家の独立性を保ち、移動を容易にしながら、タテに世代をつなぎ、かつヨコにバゴー山地のカレン村落を結んで、家と家を繋ぐ社会的実践となっている。

参 考 文 献

- Bryant, Raymond L. 1997. *The Political Ecology of Forestry in Burma*. London: Hurst and Co.
- Carsten, Janet. 1997. *The Heat of the Hearth: The Process of Kinship in a Malay Fishing Community*. Oxford: Clarendon Press.
- 速水洋子. 1999. 「タイ国家の領土におけるカレンの土地権——共同性と伝統の構築」『土地所有の政治史——人類学的視点』杉島敬志(編), 風響社.
- Hayami, Yoko. 1997. Internal and External Discourse of Communitarity, Tradition and Environment: Minority Claims on Forest in the Northern Hills of Thailand. *Tonan Ajia Kenkyu* [Southeast Asian Studies] 35(3): 558-579.
- . 2004. *Between Hills and Plains: Power and Practice in Socio-Religious Dynamics among Karen*. Kyoto: Kyoto University Press and Melbourne: Trans-Pacific Press.
- Levi-Strauss, Claude. 1982. *The Way of the Masks*. Translated by Sylvia Modelski from the original published in 1975. Seattle: University of Washington Press.
- . 1987. "Clan, Lineage, House" in *Anthropology and Myth: Lectures 1951-82*. Translated by Roy Willis from the original published in 1984. London: Basil Blackwell.
- Marshall, Harry Ignatius, Rev. 1922. *The Karen People of Burma: A Study in Anthropology and Ethnology*. Columbus: Ohio State University.

10) 北部タイのカレン村においてイネの女性性、家におけるイネの継承と女性を通じた儀礼の継承が平行であること、女性が豊穡の体現者であることは別稿で論じた [Hayami 2004]。

- Maung Shwe Wa. 1963. *Burma Baptist Chronicle* Part I, edited by Genevieve and Erville Sowards. Rangoon: Board of Publications, Burma Baptist Convention.
- 落合雪野. 2007. 「飾る植物——東南アジア大陸部山地における種子ビーズ利用の文化」『資源人類学 第6巻 自然の資源化』松井健（編），弘文堂.
- Smith, Martin. 1991. *Burma: Insurgency and the Politics of Ethnicity*. London: Zed Books.
- 谷 祐可子. 1998. 「山地民と林業政策——ミャンマー連邦バゴー山地におけるカレン人の焼畑に対する『森林村』制度の影響」『東南アジア研究』35(4): 224-245.
- Waterson, Roxana. 1995. Houses and Hierarchies in Island Southeast Asia. In *About the House: Levi-Strauss and Beyond*, edited by Janet Carsten and Stephen Hugh-Jones, pp. 47-68. Cambridge University Press.